

こんな消費者トラブルにご注意ください！

私たちは毎日の生活の中で、物を買ったり、サービスを受けるなどの様々な消費行動をしており、自分では意識していないうちに、何らかのトラブルに巻き込まれる可能性があります。消費者としての権利や責任をしっかりと学んでおくことが大切です。具体的にどんなトラブルの事例があるのかを、あらかじめ知つておき、悪質商法や詐欺などの被害に遭わないようになります。

要注意！スマホ・ネットの落とし穴

ここ数年の間に急激に普及したスマートフォン（スマホ）。パソコンよりも手軽にインターネットを利用できますが、インターネットの危険性を知らずに利用する人も多く、トラブルが増えています。

実例スマホ・ネットトラブル！

□「ケース①」：基本無料と書かれたゲームで遊んでおり、その中でゲームを有利に進めるためのアイテム（品物）を売った。ゲーム内のことだと思い、何度も購入したところ、月末に高額な請求書が届いた。

□「ケース②」：無料占いサイトを利用したら、鑑定結果が次々に送られてきて、聞かれたことに返信をしていたら、いつの間にか有料になっていた。気付いた時にはかなりの金額と

トを利用したら、鑑定結果が次々に送られてきて、聞かれたときに返信をしていたら、いつの間にか有料になっていた。気付いた時にはかなりの金額と

▼画面上の「はい」「YES」「OK」「入場する」などのボタンをもやみにクリックしない。

◆対処法◆

このようなハガキが届いたら「無視する」「放つておく」とが一番の対処法です。ハガキに書かれている電話番号に連絡すると、脅迫されたり、個人情報を聞き出されたりしますの

身に覚えのない【架空請求】にご用心

突然、ハガキなどで全く根拠のない未納を通知してくる「架空請求」が後を絶ちません。これらは何らかの名簿をもとに、「確認通知書」「未納料金請求書」等の名称で、同じ内容により、不特定多数の人に送り付けられています。最近では公的機関や公益法人等を装い、料金未納で訴訟を起こされていることが書かれ、至急連絡するように迫るものが多くみられます。典型的な文面で、受け取った人の不安をあおって電話をかけさせることが目的です。

◆対処法◆

連絡先には連絡せず、身に覚えがなくとも放置しないで至急、消費生活相談窓口にご相談ください。

多重債務無料相談会～借金でお困りの人へ～

- ▼日時…4月9日(土)午後1時～午後4時
- ▼場所…県民生活相談センター(岐阜市敷田南5-14-53ふれあい福寿会館内)
- ▼相談対応…弁護士、司法書士 等
- ▼相談方法…①面接相談(1人30分で前日まで電話予約が必要です)
②電話相談(開催日時内に下記まで電話ください)
- ▼予約・問い合わせ…岐阜県県民生活相談センター
☎058-277-1003
※年間を通じ、隨時開催しています。

◆相談窓口一覧◆ 困ったときには、消費生活相談窓口にご相談ください！※相談は無料で秘密は固く守られます。

窓口	電話番号	受付日
消費者ホットライン	188	年末年始を除く毎日 ※ガイダンスに従って操作すると、お近くの相談窓口につながります。 平日：午前8時30分～午後5時15分：市役所 土曜日：午前9時～午後5時：県民生活センター 日曜祝日：午前10時～午後4時：国民生活センター
消費者ホットライン 平日バックアップ相談	03-3446-1623	月～金曜日：午前10時～正午、午後1時～4時 ※土日・祝日・年末年始を除く最寄りの相談窓口につながらない場合に相談を受け付けています。
岐阜県県民生活相談センター	058-277-1003	月～金曜日：午前8時30分～午後5時 土曜日：午前9時～午後5時(電話のみ) ※日曜・祝日・年末年始を除く
岐阜県可茂県事務所振興防災課	0574-25-3111	月・火・木・金曜日：午前8時30分～午後4時15分 ※土日・祝日・年末年始を除く
郡上市役所総務課またはお近くの各振興事務所振興課	67-1832他	月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分 ※土日・祝日・年末年始を除く

などして把握をしておく。
▼提供側は、いかに有料サービスを利用するか工夫をしていくため、正しい判断が出来なくなるまで、夢中にならないようになります。

▼相手の顔がわからない買い物や契約をするときは、十分注意し、少しでも不審な点があれば、近づかないようになります。

それでも、利用した覚えがなければ決して支払わぬ視しよう。

ただし、「裁判所」から書類が届いた場合は、書類に記載された連絡先には連絡せず、身に覚えがなくとも放置しないで至急、消費生活相談窓口にご相談ください。

それでも、決して連絡しないでください。「訴訟を起こす」「弁護士対応にする」など不安を抱えることがあります。

ただし、「裁判所」から書類が届いた場合は、書類に記載された連絡先には連絡せず、身に覚えがなくとも放置しないで至急、消費生活相談窓口にご相談ください。